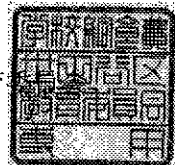


保護者 様
(世田谷区立中学校)

世田谷区教育



学校給食費納入通知書

令和3年度世田谷区給食費について、下記のとおりお知らせします。

記

1 給食費について

給食費はその全額が食材購入費に充てられ、学校給食法により保護者にご負担いただきます。

給食費は1食あたり337円です。以下のとおり期限までに指定の金額を納入してください。

給食の食材購入は、納入いただく給食費のみで運営されているため、未納がありますと給食の実施に大きく影響します。遅滞・未納のないように納入いただきますようご理解、ご協力をお願いします。

2 納入方法

給食費の納入方法は口座振替です。普段お使いの金融機関など、保護者様ご指定の口座から、毎月末日に教育委員会が直接振替を行います。

口座登録の手続きをされていない方や世田谷区立校以外の学校から転入された方などは、「学校給食費について(口座振替の手続きのしかた)」をご確認の上、口座登録の手続きをお願いします。

事情により口座の指定ができない場合は、学校健康推進課へご相談ください。

※区立小学校から区立中学校へ進学された新1年生につきましては、小学校在籍時に給食費の口座登録がお済みの場合、当該口座を引き続き使用しますので、ご入学の際に改めて給食費の口座登録手続きを行っていただく必要はありません。

3 納入額及び納入期限

(1) 毎月の納入額(口座振替額)について

給食費は、4～1月(8月除く)に5,729円(定額:1食337円×17回分)を納入し、2・3月で、年間の給食回数との差額を調整した金額の納入となります。2・3月の納入額は、年間の給食回数が決定する2月に通知します。

※給食回数は給食食材を用意した回数です。喫食回数ではありません。

(2) 口座振替日等一覧

年 月分	納入額	振替日(納入期限)
令和3年 4月分	5, 729円	令和3年 5月31日
令和3年 5月分	5, 729円	
令和3年 6月分	5, 729円	令和3年 6月30日
令和3年 7月分	5, 729円	令和3年 8月 2日
未納がある場合はその金額		令和3年 8月31日
令和3年 9月分	5, 729円	令和3年 9月30日
令和3年10月分	5, 729円	令和3年11月 1日
令和3年11月分	5, 729円	令和3年11月30日
令和3年12月分	5, 729円	令和4年 1月 4日
令和4年 1月分	5, 729円	令和4年 1月31日
令和4年 2月分	調整額(未定) ※2月に通知	令和4年 2月28日
令和4年 3月分		令和4年 3月31日
未納がある場合はその金額		令和4年 5月 2日

*振替日の前日までに、口座に所定の金額をご用意ください。

***令和3年度の初回振替は、令和3年5月31日です。**

4・5月分(11,458円)をまとめて口座振替を行います。

*口座振替にかかる手数料は教育委員会が負担します。

(3) 口座振替日について

*令和3年4月を除く毎月末日が口座振替日となり、末日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

*前月までの給食費に未納がある場合は、未納分の合計額と併せて口座振替を行います。

*令和3年8月31日及び令和4年5月2日については、未納額がある場合のみ、口座振替を行います。

(裏面へつづく)

4 その他

- (1) 口座振替の手続きを行う場合や指定の口座を変更したい場合は、専用用紙「学校給食費預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（兼学校給食申込書）」（3枚複写）に新たに指定する金融機関等を記入していただき、所定の返信用封筒にてポストへ投函していただきますようお願いいたします。専用用紙及び返信用封筒は、学校健康推進課または学校へご請求ください。
なお、口座登録・変更の手続きには、2ヶ月程度かかります。口座が登録されるまでは銀行や郵便局の窓口でお支払いいただけます専用の納付書をお送りいたします。また、口座変更の際、変更後の口座が登録されるまでは変更前の口座から振替を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 年度途中で世田谷区立校以外へ転校される場合は、転校するまでの給食回数で清算します。また、還付（返金）など清算に時間がかかることがありますので、転校後や卒業後2ヶ月間は口座を解約しないよう、ご協力をお願いします。やむを得ず解約する場合には、学校健康推進課へご連絡ください。
- (3) 次のような場合は、給食費を調整します。下記事項に該当する場合は、**必ず事前に学校へご相談ください。**
・アレルギー・疾病等により給食を食べることができない場合
・アレルギー・疾病等により牛乳を飲用できない場合
・事前に届出があり、疾病・けが等により連続5日以上（土日祝日除く）欠席する場合 ほか
※学校が届出を確認後、給食食材の発注を止められた日以降から給食費の調整対象となります。
※届出に必要な書類につきましては、学校へお問い合わせください。一部の書類は世田谷区のホームページからもダウンロードできます。
※給食回数が、月5食以上となる月は、該当月は表面記載額の定額徴収となりますが、5食未満となる月は、該当月の定額徴収は行わず、年度末に実際の給食回数との差額を調整いたします。
※旅行等の私用による欠席で給食を食べない場合は、給食費の調整対象になりませんのでご注意ください。
- (4) 転校される場合や給食費を調整する事情が生じた際にはお早めに学校へご相談ください。また、給食を停止する場合は、学校での給食食材の発注を止められた日以降から給食費の調整対象となりますのでご注意ください。
- (5) 事情により給食費の納入が困難な場合には、お早めに学校健康推進課等へご相談ください。就学援助制度などにより、給食費相当額の援助を受けられる場合があります。
- (6) 就学援助制度について、学校給食費の取扱いは以下の通りです。
・世田谷区の就学援助費が受給認定されるまでは口座振替を行います。
・昨年度末時点で、就学援助費を受給（認定）されていた方等の口座振替については、原則として、本年度の初回審査時までには口座振替は行いません。
ただし、本年度の初回審査時までには受給認定されなかった方は、4月以降の分を初回審査後の振替日にまとめて口座振替を行います。
・受給認定月以降の給食費については、就学援助費から直接支払われますので、口座振替は行いません。また、既に認定月の給食費が徴収済の場合は、原則として認定月または認定翌月の振替日と同日に認定月からの納付済額を還付（返金）いたします。
※就学援助制度は、令和元年10月より、就学援助の対象を拡大いたしました。世帯の給与収入が760万円以下で対象となる可能性があります（4人世帯の場合。世帯の人数や年齢などにより基準額は変動します）。詳しくは学務課学事係からのお知らせをご確認ください。
- (7) 誤って給食費を多く納付した場合などは翌月以降等の給食費に充当または還付（返金）いたします。なお、還付（返金）が行われるまでに時間がかかることがありますので、ご注意ください。
- (8) お引越し等で通知の送付先を変更する必要がある場合は、学校健康推進課へご連絡ください。
- (9) 教材費等、給食費以外の費用の手続き及びお支払いは、取扱いが異なりますので各学校の案内をご確認ください。
- (10) 用紙の名称等は、変更になる場合がございます。

ご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

5 問い合わせ先（平日8:30~17:00）

- ・給食費に関すること⇒世田谷区教育委員会事務局 学校健康推進課学校給食係 電話03（5432）2697
- ・就学援助制度に関すること⇒世田谷区教育委員会事務局 学務課学事係 電話03（5432）2686